

令和5年度第5回下水道運営審議会 会議録

〔事務局〕 下水道経営課、下水道整備課、下水道施設担当

〔開催日時〕 令和5年8月28日（月）午後1時30分から午後3時25分まで

〔開催場所〕 終末処理場 2階会議室

〔出席者〕（敬称略）

（委員） 笠原俊男会長、安藤忠勝副会長、柏崎恵理子、栗原誠人、佐藤義一
重田芳乃、田村貴寿、古田和恵、三野泰宏

（欠席） 竹内裕子、西村賢一、松原沙織

（事務局） 石井啓治下水道担当部長、平井淳一下水道経営課長
杉崎友則下水道施設担当課長 外6名

〔公開可否〕 公開

〔傍聴者数〕 0人

《審議の経過》

1 開会

2 議事

（1）前回のおさらいについて

（2）複数の支出パターンと新たな経費削減策を踏まえた下水道使用料改正率
について

上記の内容について、事務局から資料に沿って説明が行われた。

【質疑応答】

(委 員) 資本費平準化債の減少が大きな要因となっているということだが、なぜ減少するのか。

(事務局) 資本費平準化債の発行額は、償還元金から減価償却費を差し引いて算出され、建設事業の進捗状況や企業債の償還状況、借入利率等によって変動する。償還が順調に進んでいることや、コロナ流行前の借入利率が想定より低利率だったため、減少することが判明した。

(委 員) 令和6年度と令和11年度で段階的に値上げするということだが、令和6年度に事務局が提案している利率よりも大きく改正率を上げることで、令和11年度の改正率が下がることはあるのか。

(事務局) 令和6年度に大きく値上げをすれば、令和11年度は低くなる可能性はあるが、市民の負担感等を踏まえて段階的に上げることとした。今後資本費平準化債の発行可能額が減少し、財源不足が多くなることは確実なため、令和6年度の改正率を極端に大きくしない限り、令和11年度の改正は必要になると考えている。補足として、これまでの審議会でご了承いただいた4千万円の経費削減策の効果として、今回の令和6年度における推計で約3%の効果が出る試算となった。

(委 員) 今後の答申に向けて審議会の考え方を整理したい。項目ごとに多数決で票の多い考え方を審議会の意見とする方向でよいか。

【異議なし】

(委 員) 支出推計パターン（支出大、標準、支出小）はいずれを採用すべきか。

【標準パターン（支出大2名、標準6名、支出小1名）】

(委 員) 近隣市では、段階的な値上げと一度の値上げのどちらが多いのか。

(事務局) 政令市を除く県内市の状況を確認したところ、各市一度限りだと市民負担が大きくなるとして、段階的な値上げを見込んでいる。

(委 員) 使用料改正は段階的に行うべきか、もしくは一度の改正で行うべきか。

【段階的に行うべきである（全員一致）】

(委 員) 使用料改正率と基本料金部分と排水量区分のバランスについて、事務局案をおおむね採用してよいか。

【採用する（全員一致）】

(委員) 使用料改正及び経営戦略改正における6つの目標とその反映結果について、事務局案を採用してよいか。

【採用する(全員一致)】

(委員) 近年の変化を鑑みると、使用料の見直しの頻度が5年では少ない。見直しの頻度を多くした方がいいのでは。

(事務局) 見直しに当たっては、決算の状況を見て改正の必要性の有無を検討すべきである。3年ごとの見直しだと決算の状況が2年分しか確認できず情報が少ないため、5年ごとの見直しで4年分の決算の状況を確認して検討するのが現実的と考えている。必要に応じて緊急的な見直しを実施することも想定しているため、定期の見直しとしては5年でお願いしたい。

(委員) 8月の新聞に水道の値上げ実施や検討に関する記事が掲載されていた。今後30年で倍になるとも書かれていたが、今回の値上げで足りるのか。

(事務局) 資料で提示しているのは10年だが、実際は30年間の財政計画を立てている。令和11年度の改正以降、改正が不要になるとは考えておらず、今後の状況によってはさらなる値上げも必要と考えている。人口減少で使用料収入が減少する一方で、維持コストは変わらないもしくは物価高により増加する見込みである。今後も改正は定期的に行い、物価の状況等によっては今の金額の2倍になることも想定される。

(委員) 先ほど人口減少により収入が減少する一方で支出は減らないという話があったが、それを踏まえると、老朽化していく施設を維持するためには基本料金部分を特に重要視していく必要があるのでは。

(事務局) 基本料金部分はより重要になる。核家族化も進み、基本料金部分しか使わない世帯が多くなることが見込まれる。これまでの値上げでは基本料金部分の影響を低めに抑えてきたが、今後の資金が必要な局面においては、より多く負担してもらう可能性がある。

(委員) 経営戦略及び使用料の定期見直し頻度について、令和5年度から5年ごとに変更してもよいか。

【変更を承認する(全員一致)】

3 その他

次回開催予定 令和5年9月25日(月)午後1時30分から

4 閉会